

令和6年 網走市議会
総務経済委員会会議録
令和6年8月26日(月曜日)

○日時 令和6年8月26日 10時00分開会

○場所 議場

○議件

1. 網走海浜サケ・マス釣りルール(案)について

○出席委員(8名)

委員長	井戸達也
副委員長	石垣直樹
委員	小田部照
	澤谷淳子
	立崎聡一
	深津晴江
	松浦敏司
	山田庫司郎

○欠席委員(0名)

○議長 平賀貴幸

○委員外議員(0名)

○傍聴議員(6名)

	金兵智則
	里見哲也
	永本浩子
	古田純也
	古都宣裕
	村椿敏章

○説明者

副市長	後藤利博
農林水産部長	佐藤岳郎
水産漁港課長	渡部貴聰

○事務局職員

事務局長	岩尾弘敏
次長	石井公晶
総務議事係長	和田亮
総務議事係	山口諒

○井戸達也委員長 おはようございます。

ただいまから、総務経済委員会を開会いたします。

本日の委員会ですが、所管事務調査であります。

それでは議件1、網走海浜サケ・マス釣りルール(案)について説明を求めます。

○渡部貴聰水産漁港課長 それでは、資料1号を御覧ください。

網走海浜サケ・マス釣りルール(案)について御説明させていただきます。

1番、経緯についてですけれども、近年、サケ・マス資源の減少と釣り人による迷惑駐車やごみ廃棄等が問題となっていることから、有識者及び関係機関により、「網走市さけ・ます等遊漁環境対策検討委員会」を5月7日に設置し、現状課題の把握と対策の検討を行いました。7月26日に当該委員会より、「網走市のサケ・マスの遊漁に関する提言書」が市に提出されております。

提言書の内容としましては1番、サケ・マス遊漁に関するルールを策定すること。2. レジャーとしての釣り場環境の整備を検討することの2項目について提言されており、今回、当該提言書の1の内容を受けまして網走海浜サケ・マス釣りルールを策定するものであります。

2. 網走海浜サケ・マス釣りルールにつきましては、資料を1枚おめくりいただき案を御覧ください。今回のルールにつきましては、基本的に昨年から暫定で試行しており、今年7月から施行されております斜里町のローカルルールを参考として設置しており、禁止事項(Don't)、こちらは法的に禁止を言うことができる案件で大きく六つの内容が記載されてございます。それから、下にある守る(Keep)につきましては、法的な罰則根拠や禁止根拠はないのですけれども、網走でサケ・マス釣りをするために、釣り人の皆様にぜひ守っていただきたい案件について記載してございます。

これらの内容につきましては、基本的に7月26日に提出されておりますサケ・マス遊漁に関する提言書、資料の3ページ目から添付させていただいておりますけれども、こちらの提言書にある内容を勘案いたしまして、今回、禁止事項を六つ、守る(Ke

午前10時00分開会

e p) 事項を八つ、市として定めたいと思っています。

進め方、3についてですけれども、市民及び釣り人の意見を聴取するために8月14日から意見聴取、パブリックコメントを実施させていただいております。今回、パブリックコメントを8月28日まで予定しております、パブリックコメント終了後にそれらの意見を勘案した中で最終的にルールを策定したいというふうに思っております。

説明は以上です。

○井戸達也委員長 ただいまの説明に対して、質疑等ございますでしょうか。

○松浦敏司委員 釣り人の状況というのは、私も車で通って見ていて、多分ですよ、確認したわけではないですから、1人で10本とかそういった形でさおを持っている。車を乗り入れていたりとか、テントを張っていたりということで、釣りをしない我々からすると何とちょっと異様な感じに映っていると。特に見ていて、トイレなんかはどうしているんだろうかなと思ったり、心配していたところです。やっぱりマナーなんかについても、人づてに聞いたりもしていますけれども、やっぱりマナーも相当悪いのかなというふうな印象を持っていました。

それで今、パブコメのことが出ていましたけれども、今現在どれくらいコメントが寄せられているのか。その中で、特徴的なものはどんなものなのか伺います。

○渡部貴聴水産漁港課長 14日から開始していますパブリックコメントにつきましては、今朝現在で84件来ております。市内が21%、続いて多いのは、札幌16%、旭川9%となっています。

まだですね、内容については全てまとめている状況ではございませんので、私のほうで内容を見ただけでお伝えさせていただきますと、まず多いのが、釣りざお3本が足りない。それから、釣獲尾数3本が足りないという意見もありますけれども、同時に、今回のルールに賛成だという意見もたくさん頂いています。それから、あくまでもお願いベースではなくて法的に規制できないのか、遊漁料を取れないのか、そのような意見もたくさん頂いております。

一方で、例えばなのですけれども、遠方から見られる方は3本であれば、ガス代、時間をかけて網走まで行く価値がないので人が減るとか、そのような意見も頂いております。

なので、ちょっとまだ細かくは見えていないのです

けれども、ポジティブな意見とネガティブな意見が半々程度なのですが、思ったよりも賛同いただいている意見が多いというふうに認識しております。

○松浦敏司委員 サケにしてもマスにしても捕れない。特にマスなんかは、ここ数年ゼロとは言わないけれども、漁師さんに言わせると全く捕れないという話もある中で、やっぱり一定程度のこういう規制というのは必要だというふうに私も思っています。思っていましたし、今も思っています。そういう意味では、特に私なんかは思っていたのは、北見ナンバー以外の旭川とか札幌ナンバーとかの車が結構あって、そういう中で、網走まで3本であれば行かなくなるというのであれば、それはそれである意味、何ていうのかな、効果の一つなのかなというふうに、見方としては、そういう見方もあるかなというふうに思うので、私としては、今回のルールをつくるということについては賛成だし、パブリックコメントが最終的にどうなるのかというのは、見守らなければならないと思いますが、基本的にはいいのではないかなというふうに思います。

以上です。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

○澤谷淳子委員 今回、ルールとしてやっていこうということなのですけれども、最終的には、松浦委員も言っていたのですけれども、この3本では足りない、3匹でも足りない。ルール違反する人に対しての何かもっと進むと、これがきちんと決まれば、何ていうのでしょうか、罰則というか何かそういうお考えはありますか。勝手にルールを破って、結局5本も10本も釣っていくって人も現れているかもしれないと思って。何かお考えはありますか。

○渡部貴聴水産漁港課長 罰則についてなのですけれども、法的に裏づけのない事項なので罰則を設けることはできません。今回、パブリックコメントで頂いている意見の中にもですね、罰則がないものについて、やっても誰も守らないので意味がないとか、いろいろな意見を頂いています。

この案件につきましては、本来は、漁業法、水産資源保護法等ですね、国が所管する法律の下で、本来、北海道が海面漁業調整規則という規則において、例えば、今網走の沖でやっているライセンス制ですね、ああいうものは、海区漁業調整委員会という委員会があるのですけれども、そちらの委員会指示でできます。ただし、今の段階では、今年、意見

交換しているのですけれども、国、道についても、前例として海岸からの釣りは規制できません。内水面は、内水面漁業調整規則、それから、内水面の漁業権を与えている、区画漁業権とか共同漁業権とかあるのですが、その中で遊漁料を取ることができます。だから例えばですけれども、網走湖のワカサギなんかは遊漁料を取れるのですけれども、海面はそれができないのですね。

なので私どもとしては、当然この状況というのは、できる範囲ですけれども、毎日やはり見守ることもできませんし、強い強制的な注意もできませんが、ある意味、3本3匹というものを、斜里、それから今年小清水もやりますので、運動と位置づけて釣り人に周知、守るようお願いをしていきたいと思っておりますが、これが守られない、それから当然ですけれども、ほかの人が釣っているから守らないという苦情等も来る可能性もあります。そのようなものも受けて、引き続き国、道等と協議をして、本来的には、法的拘束力を持ったそういうものをつくって、例えば、様々な対応についてもお金がかかりますので、一番の理想は遊漁料ですね。遊漁料でそのようなものをやはり担っていくというのが理想であると考えています。これは、提言書の中にもそういうような意見が出されているのですけれども、理想はそう考えておりますが、現状では残念ながら本当にお願いするしかないと思っておりますし、釣り人のマナー、モラルの問題であるというふうに考えています。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。
よろしいですか。

この件については了承という形で、決定させていただきたいと思っております。説明を聞いたという、内容を確認したということで、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

この件については、ある程度パブリックコメントがまとまった上で、また説明等が……。

○渡部貴聴水産漁港課長 今後の動きなのですけれども、28日までパブリックコメントを頂きまして、その結果をもってサケ・マスルールは策定させていただきたいというふうに思っております。

頂きましたパブリックコメント中の代表的なものにつきましては、ホームページ上で開示させていただいて、同時に、回答についても載せていきたいというふうに思っております。

○井戸達也委員長 今後については、ただいま説明

のあったとおり、議会としては特別なことがない限りこの件について改めて扱うことはございませんけれども、必要に応じて、所管事務調査という形で開くような形を取りたいと思っております。

よろしいでしょうか。

○山田庫司郎委員 これからの流れについては、理解いたしますけれども、今、渡部課長からパブリックコメントの概略について説明いただきましたけれども、84件ということで、重なっている案件もあるんだと思いますが、28日が締めめのですから、そのあと取りまとめをして、その成果というか、まとまりができたなら、また説明いただければありがたいと思うのですが、ほかの委員がどう言うかですが。

○井戸達也委員長 ただいま山田委員のほうから、パブリックコメントが取りまとまった時点で、その旨、内容的なことを確認したいということでございますけれども、皆さんから御意見ございますでしょうか。

○松浦敏司委員 私もそうしたほうが良いというふうに思います。

○井戸達也委員長 ほかに御意見ございませんか。
よろしいですか。

それでは、パブリックコメントがまとまった時点で、例えば定例会の最後とか、この辺のタイミングで説明いただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

そのように取り扱いたいと思っております。

ほかに何かございませんか。大丈夫ですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

以上をもちまして、総務経済委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

午前10時14分閉会